

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号 裁決書審査請求却下裁決取消等請求事件
国側当事者・国(国税不服審判所長)
平成22年2月17日棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁兼裁決行政庁	国税不服審判所長
	金子 順一
被告指定代理人	谷口 誠
同	杉浦 弘浩
同	新免 久弘
同	杉村 節夫
同	藤原 瞳
同	柏木 孝夫
同	棟尾 充
同	高宮 洋一

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 国税不服審判所長が平成20年7月3日付けで原告に対してした、審査請求をいずれも却下する旨の裁決(〇〇裁平●●第●●号)を取り消す。
- 2 国税不服審判所長が平成20年11月26日付けで原告に対してした、審査請求をいずれも却下する旨の裁決(〇〇裁平●●第●●号)を取り消す。
- 3 国税不服審判所長が平成20年10月2日付けで原告に対してした「保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)」(国管総●●●から同●●●まで)による各不開示決定を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 (1) 本件のうち第1の1及び2の各請求に係る訴え(平成●●年(〇〇)第●●号、以下「本件各裁決取消訴訟」という。)は、原告が、加古川税務署長(以下「加古川署長」という。)に対してした平成6年から平成10年までの所得税並びに消費税及び地方消費税の各修正申告が錯誤又は強要によりされたものであるなどとして、国税不服審判所長(以下「審判所長」という。)に対し、数回にわたり、同各修正申告及び重加算税賦課決定等につき審査請求を行った

ところ、審判所長が、平成20年7月3日付け及び同年11月26日付けで、原告の審査請求をいずれも却下する旨の各裁決（以下、日付順に「本件第1裁決」、「本件第2裁決」という。）をしたことから、原告が、同各裁決の取消しを求めている事案である。

(2) 本件のうち第1の3の各請求に係る訴え（平成●●年(〇〇)第●●号、以下「本件各不開示決定取消訴訟」という。）は、原告が、審判所長に対し、平成6年度分から平成10年度分までの原告に関する各「所得調査書」の開示を求めたところ、審判所長が、これらの文書を不開示とする各決定（以下「本件各不開示決定」という。）をしたことから、原告が、同各決定の取消しを求めている事案である。

2 前提となる事実（当事者間に争いのない事実及び証拠等により容易に認められる事実。以下、書証番号は特に断らない限り枝番号を含むものとする。）

(1) 本件各裁決取消訴訟に係る経緯

ア 修正申告及び重加算税賦課決定

(ア) 原告が、平成11年8月11日、平成6年分から平成10年分まで（以下、併せて「本件各年分」という。）の所得税、平成6年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成6年課税期間」という。また、他の課税期間も同様に表記する。）から平成8年課税期間までの消費税、並びに平成9年及び平成10年課税期間（以下、平成6年課税期間から平成10年課税期間までを併せて「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る各修正申告（以下「本件各修正申告」という。）をしたとする各修正申告書（甲43から47まで、乙1から5まで）が加古川署長に提出されている。

(イ) 加古川署長は、原告に対し、平成12年1月18日付けで、本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の各賦課決定（以下「本件各賦課決定」という。）をした。

イ 本件各修正申告に係る不服申立て等

(ア) 原告は、平成13年7月30日付けで、加古川署長に対し、本件各修正申告のうち所得税の各修正申告に対する異議申立てを行ったが、同署長は、同年12月18日、上記異議申立てをいずれも却下する決定をした（甲108）。

(イ) 原告は、平成14年1月18日、審判所長に対し、上記決定を不服として、本件各年分の所得税の各修正申告につき審査請求をしたが、同所長は、同年3月6日付けで、上記審査請求をいずれも却下するとの裁決をした（甲106、109）。

ウ 本件各賦課決定に係る不服申立て等

(ア) 原告は、乙を代理人として、平成12年2月15日、加古川署長に対し、異議申立てを行った（甲98、ただし、異議申立ての対象が本件各賦課決定の全部か平成9年及び平成10年分の所得税並びに平成9年及び平成10年課税期間の消費税に係る各重加算税賦課決定（以下「本件平成9・10年各賦課決定」といい、本件各賦課決定のその余の部分を「本件平成6～8年各賦課決定」という。）に限られるかについては当事者間に争いがある。）。

(イ) 加古川署長は、平成19年11月2日、上記異議申立てを本件平成9・10年各賦課決定に対するものとしていずれも棄却する旨の決定をした（乙7）。

(ウ) 原告は、同年12月4日、審判所長に対し、本件各賦課決定につき審査請求をした（乙

- 10、以下「平成19年審査請求」という。)
- (エ) 審判所長は、平成20年11月21日、平成19年審査請求のうち、本件平成6～8年各賦課決定に係る部分の審理を分離した上、同月26日付けで、分離された審査請求をいずれも却下するとの本件第2判決(〇〇裁平●●第●●号)をした(甲2、118)。
- エ 更正をすべき理由がない旨の通知処分に係る不服申立て等
- (ア) 原告は、平成12年3月7日、平成10年分所得税について更正の請求をした(甲32)。
- (イ) 加古川署長は、平成13年12月20日付けで、原告に対し、上記更正の請求につき、更正をすべき理由がない旨の通知処分(以下「本件通知処分」という。)をした。なお、同処分に係る通知書においては、「この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に加古川税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、大阪国税不服審判所長首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。」との教示が記載されていた(甲107、乙8)。
- (ウ) 原告は、平成14年2月22日、上記教示に従い、審判所長に対し、本件通知処分につき審査請求をした(乙9、以下「平成14年審査請求」という。)
- オ 新たな審査請求及び判決等
- (ア) 原告は、平成20年1月30日、審判所長に対し、本件各修正申告、本件各賦課決定及び本件通知処分につき審査請求をした(以下「平成20年審査請求」という。)が、同所長は、同年7月3日付けで、上記審査請求をいずれも却下するとの本件第1判決(〇〇裁平●●第●●号)をした(甲1、乙11)。
- (イ) 原告は、同年8月4日、審判所長に対し、本件各修正申告及び本件各賦課決定につき審査請求をしたが、同所長は、平成21年6月18日付けで、上記審査請求をいずれも却下するとの判決(〇〇裁平●●第●●号)をした(甲114)。
- (ウ) 原告は、平成20年12月8日、審判所長に対し、本件各賦課決定につき審査請求をしたが、同所長は、平成21年6月18日付けで、上記審査請求をいずれも却下するとの判決(〇〇裁平●●第●●号)をした(甲115)。
- カ 訴えの提起等(顕著な事実)
- (ア) 原告は、平成21年1月5日、本件第1判決及び本件第2判決の各取消しを求めて、本件各判決取消訴訟を提起した。
- (イ) 原告は、同年5月26日、「訴状の請求の趣旨及び原因(追加2)」と題する書面により、訴えの追加的変更として、上記イ(イ)の平成14年3月6日付け判決の取消しを求めた。
- (ウ) 原告は、同年9月7日、「訴状の請求の趣旨及び原因(追加3)」と題する書面により、訴えの追加的変更として、上記オ(イ)及び(ウ)の平成21年6月18日付け各判決の取消しを求めた。
- (エ) 当裁判所は、平成21年12月2日の第4回口頭弁論期日において、上記(イ)及び(ウ)の各訴えの追加的変更をいずれも許さない旨の決定をした。
- (2) 本件各不開示決定取消訴訟に係る経緯
- ア 公文書開示請求(甲66から80まで、弁論の全趣旨)
- (ア) 原告は、平成20年7月30日、審判所長に対し、「公文書開示請求書」と題する文

書5通（以下「本件各開示請求書」という。）により、平成6年度分から平成10年度分までの原告に係る各所得調査書の開示を請求した（以下「本件各開示請求」という。）。

(イ) なお、原告は、上記(ア)に先立ち、平成20年4月10日には加古川署長に対して、同月29日には大阪国税不服審判所長首席国税審判官に対して、それぞれ本件各調査書の開示を請求している。

イ 本件各不開示決定（甲3から7まで）

審判所長は、平成20年10月2日付けで、原告に対し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）18条2項に基づき、本件各開示請求に係る文書をいずれも開示しない旨の本件各不開示決定をし、原告に対し、同決定に係る各通知文書を送付した。

ウ 訴えの提起（顕著な事実）

原告は、平成21年1月5日、本件各不開示決定の各取消しを求めて、本件各不開示決定取消訴訟を提起した。

第3 主たる争点（なお、摘示すべき当事者の主張は、後記第4「当裁判所の判断」において記載するとおりである。）

1 本件各裁決取消訴訟について

(1) 本件第1裁決の適法性に関する争点

ア 本件各修正申告に係る審査請求を却下した判断の適否

平成20年審査請求のうち本件各修正申告に係る部分は、本件各修正申告が国税通則法75条1項の「国税に関する法律に基づく処分」に該当しないから、不適法であるかどうか。

イ 本件各賦課決定に係る審査請求を却下した判断の適否

(ア) 平成20年審査請求のうち本件各賦課決定に係る部分は、二重の審査請求であり、不適法であるかどうか。

(イ) 平成20年審査請求のうち本件平成6～8年各賦課決定に係る部分は、前置すべき異議申立てがされておらず、不適法であるかどうか。

ウ 本件通知処分に係る審査請求を却下した判断の適否

平成20年審査請求のうち本件通知処分に係る部分は、二重の審査請求であり、不適法であるかどうか。

エ 手続上の瑕疵等

(ア) 本件第1裁決には理由附記の欠缺ないし不備の違法があるかどうか。

(イ) その他の違法事由の有無

(2) 本件第2裁決の適法性に関する争点

ア 判断内容の適否

平成19年審査請求のうち本件平成6～8年各賦課決定に係る部分は、前置すべき異議申立てがされておらず、不適法であるかどうか。

イ 手続上の瑕疵等

(ア) 本件第2裁決には理由附記の欠缺ないし不備の違法があるかどうか。

(イ) その他の違法事由の有無

2 本件各不開示決定取消請求訴訟について

個人情報保護法が定める手続要件が履践されていないとしてされた本件各不開示決定が適法

であるかどうか。

第4 当裁判所の判断

1 本件各裁決取消訴訟について

(1) 本件第1裁決の適法性に関する争点

ア 本件各修正申告に係る審査請求を却下した判断の適否

(ア) 本件第1裁決は、平成20年審査請求のうち本件各修正申告に係る部分につき、修正申告は国税通則法第75条1項に規定する「国税に関する法律に基づく処分」に当たらないから、本件各修正申告に係る審査請求は不適法であるとして、これを却下している（甲1）ので、この判断の適否につき以下検討する。

(イ) 審査請求の対象となる「国税に関する法律に基づく処分」における「処分」とは、行政事件訴訟法3条2項の「行政庁の処分」と同義であると解される。そして、行政庁の処分とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう（最判昭和39年10月29日・民集18巻8号1809頁）。

しかるところ、修正申告とは、納税申告書を提出した者等が、その申告等に係る税額が過少であること等を理由として、その申告等について当該課税標準等又は税額を修正する納税申告であり（国税通則法19条1項、2項）、そもそも公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為ではないから、上記「処分」には該当しない。

したがって、本件各修正申告は、国税通則法75条1項に規定する「国税に関する法律に基づく処分」に該当しないから、原告の本件各修正申告についての審査請求は不適法であって、これを却下した判断に誤りはない。

(ウ) この点、原告は、国税犯則取締法の調査は一種の行政処分であると主張するが、本件各修正申告は同法に基づいて国又は公共団体が行う調査ではないから、原告の上記主張は失当である。

また、原告は、特段の事情の存する場合には納税申告書の記載内容の錯誤の主張が許されるとした最判昭和39年10月22日（民集18巻8号1762頁）を挙げた上、本件各修正申告は錯誤に基づくものであるとして、本件各修正申告についての審査請求は適法であると主張するが、修正申告につき錯誤の主張が許される場合があるということは、まさにそれが当該私人（修正申告書を提出した者）の行為であるからであって、修正申告が「処分」に該当せず、審査請求の対象とならないことは上記のとおりである。

イ 本件各賦課決定に係る審査請求を却下した判断の適否

(ア) 本件第1裁決は、平成20年審査請求のうち本件各賦課決定に係る部分につき、既に本件各賦課決定の審査請求が係属しており、二重の審査請求であって、重ねて審査請求をする利益はないから不適法であるとして、これを却下している（甲1）ので、この判断の適否につき以下検討する。

(イ) ところで、審査請求が係属している場合において、審査請求人において新たな主張や証拠がある場合であっても、同人は適宜これを係属中の審査請求の審理において提出することが可能であって（国税通則法95条）、同一の処分につき二重の審査請求を認める必要性はない。また、これを認めれば、国税不服審判所や原処分庁にその時間、労力等を二重に使うことを強いることになりかねず審理経済にも反する上、判断の矛盾抵触を生じさ

せるおそれもある。これらからすれば、二重の審査請求を許すべき必要性も合理性もないというべきであって、既にある処分につき審査請求が係属しているにもかかわらず、当該処分につき重複して審査請求がされた場合には、後にされた審査請求（以下「二重審査請求」という。）は不適法であると解するのが相当である（名古屋高裁金沢支部判昭和53年6月23日・訟務月報24巻10号2144頁、最判昭和55年8月26日・税務訴訟資料114号393頁参照）。

そこで本件についてみるに、前記前提となる事実及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成19年審査請求により既に本件各賦課決定につき審査請求をしているにもかかわらず、その審理の係属中に、平成20年審査請求により本件各賦課決定につき重複して審査請求を行っていると認められるから、後にされた平成20年審査請求のうち本件各賦課決定に係る部分は、二重審査請求であって不適法である。したがって、本件第1判決の上記判断に誤りはない。

(ウ) この点、原告は、平成19年審査請求と平成20年審査請求とは事案を異にすると主張するようであるが、審査請求の対象（原処分）を本件各賦課決定とする部分が重複していることは明らかであり、上記主張は採用することができない。

また、原告は、平成20年審査請求は後発的事由による再審査請求であると主張する。しかし、国税通則法80条1項が準用する行政不服審査法8条によれば、再審査請求ができる場合は法律に再審査請求をすることができる旨の定めがあるとき（同条1号）等に限られるところ（なお、再審査請求とは、処分についての審査請求の判決を経た後さらに行う審査請求のことである。同法3条1項）、国税通則法その他国税に関する法律において再審査請求ができる旨の定めはなく、他に原告の主張する再審査請求をすることができる旨の定めもないから、本件各賦課決定につき再審査請求はできない。また、原告が主張する「後発的事由」の趣旨は不明であるが、前述のとおり、仮に原告において新たな主張や証拠があるならば、係属している審査請求の審理において、反論書又は証拠書類若しくは証拠物を提出すれば足りるのであり、原告の上記主張は採用することができない。

ウ 本件通知処分に係る審査請求を却下した判断の適否について

本件第1判決は、平成20年審査請求のうち本件通知処分に係る部分につき、既に本件通知処分の審査請求が係属しており、二重審査請求であって、重ねて審査請求をする利益はないから不適法であるとしてこれを却下している（甲1）。

そして、上記イのとおり、二重審査請求は不適法であると解すべきところ、前記前提となる事実及び弁論の全趣旨によれば、原告は、既に本件通知処分につき審査請求をしているにもかかわらず（平成14年審査請求）、その審理の係属中に、平成20年審査請求により本件通知処分につき重複して審査請求を行っていると認められるから、後にされた平成20年審査請求のうち本件通知処分に係る部分は、二重審査請求であって不適法である。したがって、本件第1判決の上記判断に誤りはない。

エ 手続上の瑕疵等について

(ア) 理由附記の欠けないし不備について

審査請求を却下する判決においては、判決書にその理由を附記しなければならない（国税通則法101条1項、84条4項）ところ、原告は、本件第1判決には理由附記の欠けないし不備の違法があると主張する。

そこで検討するに、証拠（甲1）によれば、本件第1判決の裁決書においては、その「理由」として、本件各修正申告は国税通則法75条1項に規定する国税に関する法律に基づく処分に当たらないから、これについての審査請求は不適法であること（同3）、及び本件各賦課決定及び本件通知処分についての審査請求は、二重審査請求であるから不適法であること（同2）がそれぞれ記載されていることが認められ、これらの記載によれば、上記裁決書においては、平成20年審査請求につき不適法であるとの結論に達した理由が明確に示されているといえるのであって、理由附記の欠けないし不備の違法はないといふべきである。

この点、原告は、国会の附帯決議を掲げて、実体審理を行わなかった大阪国税不服審判所における審理を論難したり、本件各修正申告に瑕疵があるなどと述べて、本件第1判決の理由附記が不備であると主張するが、本件各修正申告の錯誤の主張を取り上げなかった本件第1判決に対する不満を述べるものにすぎず、理由附記の欠けないし不備はない旨の上記判断を左右するものではない。また、原告が指摘する理由附記に関する最高裁判例や下級審裁判例についても、本件とは事案を異にするものであり、上記判断を左右するものではない。

(イ) その他の違法事由について

原告は、本件各修正申告が錯誤によるものであることや、本件各賦課決定及び本件通知処分が違法であることなどを縷々主張するが、これらは、いずれも本件各修正申告の無効事由や本件各賦課決定及び本件通知処分の違法をいうものであり、本件第1判決の違法事由となるものではないから、失当である。

原告は、本件第1判決により、適法性、合目的性の審査の機会を違法に奪われたとか、憲法の基本的人権を侵害されたなどと主張する。しかし、審査請求が不適法であるときは、審判所長は裁決でこれを却下するとされており（国税通則法92条）、上記のとおり、平成20年審査請求がいずれも不適法である以上、実体審理を行わずにこれを却下することが違法となる余地はないし、原告の基本的人権を侵害することもない。原告の上記主張は採用することができない。

(2) 本件第2判決の適法性に関する争点

ア 判断内容の適否

(ア) 本件第2判決は、原告が本件平成6～8年各賦課決定について異議申立てを経ずに審査請求（平成19年審査請求）をしたと認定した上、異議申立てをしないで審査請求をすることができる場合を規定する国税通則法（平成14年法律第79号による改正前のもの）75条4項各号に該当する事情は認められないとして、本件平成6～8年各賦課決定についての審査請求は不適法であるとして、これを却下している（甲2）ので、この判断の適否につき以下検討する。

(イ) 前記前提となる事実並びに掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 原告は、妻である乙を代理人として、平成12年2月15日、加古川署長に対し、同日付け異議申立書を提出した。同申立書の表面には、異議申立人及び代理人の表示のほか、不動文字（ただし、日付けの数字部分は手書き）で「H12年1月18日付でされた下記1の処分について、不服があるので異議申立てをします。」と記載され、「1 異

議申立てに係る処分」欄には、「重加算税処分」、「2 処分の通知を受けた日」欄には、「H12年1月19日」と記載されていた（「3 添付書類」欄には特に記載がない）。また、同申立書の裏面「4 異議申立ての趣旨及び理由」には、「(1)趣旨」欄に「①平成9年8月30日付請求書（丙）外未収入金に関する報酬額について加算税の賦課決定について異議申立。②平成10年度修正申告に関しての加算税の賦課決定について異議申立。」と、「(2)理由」欄に「①一年間の仕事に関して（中略）回収不可能な請求書に関する加算税の処分は明らかに不当です。②私は（乙）平成10年の申告に際して（中略）平成10年度分の修正に対しての加算税について異議申立をするものです。」などと記載されていた（甲98）。

b 加古川税務署の調査担当者は、平成12年3月7日、原告の上記異議申立て代理人である乙に対し、上記異議申立ての対象となる原処分の特定のため説明を求めたところ、同人は、「私が甲の代理人として提出した異議申立書（処分用）は、平成9年分及び平成10年分の重加算税の賦課決定について異議を申し立てるもの」と述べた（乙6）。

c 加古川署長は、平成19年11月2日、上記異議申立てを本件平成9・10年各賦課決定についての異議申立てであると解した上、これらをいずれも棄却する旨の決定をした（乙7）。

これに対し、原告は、自ら、同年12月4日、審判所長に対し、本件各賦課決定につき平成19年審査請求をした（乙10）。

(ウ) 上記認定事実によれば、原告の代理人乙が平成12年2月15日に提出した異議申立書の表面の記載からは、同異議申立てが本件各賦課決定全部を対象とするものと理解する余地がなくはないものの、その裏面の記載からは、異議申立ての趣旨及び理由として本件平成9・10年各賦課決定のみが対象とされていると合理的に解される上、加古川税務署の調査担当者が、平成12年3月7日、乙に説明を求めた際、同人が、上記異議申立ての対象が本件平成9・10年各賦課決定のみである旨を明確に述べているのであるから、上記異議申立ては、本件平成9・10年各賦課決定のみを対象とするものであると認められる。また、原告において、本件平成6～8年各賦課決定につき、異議申立てをしないで審査請求をすることができるかと解すべき正当な理由（国税通則法75条4項各号）があるとも認められない。

以上によれば、原告の平成19年審査請求のうち本件平成6～8年各賦課決定に係る部分については、異議申立ての前置を欠いており不適法である（同法75条3項、4項）。したがって、本件第2判決の上記判断に誤りはない。

(エ) この点につき、原告は、平成12年2月15日付け異議申立ての対象には本件平成6～8年各賦課決定も含まれていた旨主張するが、上記のとおり、採用することができない。

また、原告は、異議申立てをしないで審査請求をすることにつき正当な理由があると縷々主張するが、いずれも上記正当な理由を基礎付ける事情ということとはできないし、そもそも、本件平成9・10年各賦課決定につき異議申立てが適法にされている以上、本件平成6～8年各賦課決定につき異議申立てをすることに特段の支障があったとは考え難く、上記正当な理由が認められないことは明らかである。

イ 手続上の瑕疵等について

(ア) 理由附記の欠缺ないし不備について

原告は、本件第2判決についても、理由附記の欠缺ないし不備があり、違法であると主張する。しかし、証拠（甲2）によれば、本件第2判決の判決書においては、その「理由」として、原告が本件平成6～8年各賦課決定について異議申立てを経ずに審査請求（平成19年審査請求）をしたことが認められるところ、異議申立てをしないで審査請求をすることができる場合を規定する国税通則法（平成14年法律第79号による改正前のもの）75条4項各号に該当する事情は認められないとして、本件平成6～8年各賦課決定についての審査請求は不適法である旨（同2、3）が記載されていることが認められ、これらの記載によれば、上記判決書においては、平成6～8年各賦課決定に係る審査請求につき不適法であるとの結論に達した理由が明確に示されているということができ、理由附記の欠缺ないし不備はないというべきである。

(イ) その他の違法事由について

原告は、上記異議申立てから本件第2判決までの8年9か月余りの間、加古川署長（原処分庁）や大阪国税不服審判所の担当審判官らから、求釈明を受けたことがなく、公平の理念に反し違法であるとか、憲法31条の適正手続に違反するなど主張する。しかし、原処分庁による求釈明がないことについては、本件第2判決の違法事由とはならないというべきである。また、大阪国税不服審判所の担当審判官らによる求釈明がなかったことについては、上記アの認定事実の下では、原告に対する求釈明をしなかった同担当審判官らの判断が、その審理手続における裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとはいえないし、憲法31条の適正手続に反しているともいえない。

また、原告は、平成12年の異議申立てから本件第2判決に至るまで長期間が経過していることを違法事由として主張するようであるが、異議申立てからこれを棄却する旨の決定がされるまでに長期間を要したことは本件第2判決の適法性に影響を与えるものではなく、また、前記前提となる事実(1)ウのとおり、本件第2判決に係る審査請求（平成19年審査請求）がされたのが平成19年12月4日であり、本件第2判決がされたのが平成20年11月26日であって、本件第2判決に係る審理期間は1年にも満たないことからすると、これをもって本件第2判決が違法であるということとはできない。

その他、適法性、合目的性の審査の機会を違法に奪われたなどの原告の主張については、上記(1)エ(イ)と同様、いずれも採用することができない。

2 本件各不開示決定取消訴訟について

- (1) 原告は、本件各開示請求の法的根拠につき自ら明らかにしていないが、本件各開示請求書には原告の本件各年分の所得税に関し、公文書の開示を請求することが記載され（甲76から80まで）、他方、本件各開示請求は個人情報保護法13条1項に基づく開示請求であると判断した旨の被告の主張に対しても、その法的根拠の点については明らかに争うことをしない。したがって、原告がした本件各開示請求は、個人情報保護法13条1項に基づく開示請求であると認めるのが相当であり、審判所長が上記の請求として取り扱ったことにも違法な点はない。
- (2) そうすると、原告は、本件各開示請求に当たり、同法13条2項により本人確認書類を提出し、同法26条1項により手数料を納めなければならないところ、証拠（甲3から7まで、24、76から82まで、乙12から15まで）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、審判所長の「保有個人情報開示請求書の補正の求め」と題する書面等により上記手続の履践を求めら

れているにもかかわらず、これを行っていないことが認められるから、本件各開示請求は個人情報保護法所定の手続要件の履践を欠いており、これを理由としてされた本件各不開示決定はいずれも適法である。

3 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 山田 明

裁判官 徳地 淳

裁判官 直江 泰輝